

PayPay、楽天銀行のアプリでも市税等が納付可能に

スマホ決済アプリが拡充されました

★収納課 ☎ 25- 1 1 8 1

5月1日から次のスマホ決済アプリで市税等の納付が可能になりました。

利用するスマホ決済アプリをダウンロードしたスマートフォンなどのモバイル端末で、納付書に印刷されたバーコードを読み取ることで、場所を選ばず、24時間いつでも納付が可能です。

●新たに利用可能なアプリ（サービス名称）

・「PayPay」アプリ（PayPay 請求書払い）



・「楽天銀行」アプリ（楽天銀行コンビニ支払サービス）



●対象税目等

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税（普通徴収）、保育料・利用者負担額、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）



詳しくは、HPへ▶



前納の場合の市税口座振替方法と印字内容が変更になります

★収納課 ☎ 25- 1 1 8 1

令和3年度課税分の市税から、口座振替・自動払込の直近の納期に年税額を全額収めることに係る振替の方法及び通帳に印字される内容が変更となります。

●前納に係る振替方法の変更

振替日に口座の入金額が不足している場合、引落しが可能な期別まで引落しを行います。

●前納に係る通帳印字内容の変更

引落しされた期別の行が印字されます。

◆口座振替ができなかった場合

納期が過ぎていない期別の市税は、その後に訪れる最初の期別の振替日に再度引落しを行います。

納期が過ぎた期別の市税は、再度の振替は行っていません。この場合は、督促状兼納付書を利用して金融機関等で納付をしてください。督促状は納期限から20日前後を目安に送付します。

市民税・県民税のお知らせ

★課税課 ☎ 25- 1 1 2 3

令和3年度 市民税・県民税税額決定通知書及び納税通知書を発送します

○給与から特別徴収されている方

5月中旬に税額決定通知書を勤務先へ発送

○普通徴収及び公的年金から特別徴収されている方

6月上旬に納税通知書または税額決定通知書を発送

令和3年度（令和2年分）所得・課税証明書の発行について

令和3年度（令和2年分）所得・課税証明書は、6月10日（木）から発行を予定しています。

○証明書を発行できる方

次のいずれかに該当する方

- ・市民税、県民税申告をした方
- ・確定申告をした方
- ・勤務先から給与支払報告書が市へ提出されている方
- ・年金保険者から公的年金等支払報告書が市へ提出されている方

該当しない方は、市に課税資料がないため、申告をした後でなければ証明書を発行できません。収入がない方、家族の扶養になっている方も同様です。

※所得・課税証明書は市民税・県民税の税額決定後に発行できます。なお、当初の申告期間以降（3月16日以降）に確定申告をした方は、その内容を反映した証明書の発行までに、日数を要する場合がありますのでご注意ください。

市民税・県民税の納税方法

▶普通徴収

納税義務者本人が納付書または口座振替により、6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期で納める方法

▶給与からの特別徴収

給与支払者が納税義務者の毎月の給与から特別徴収税額を天引きし、6月から翌年5月までの12回で納税義務者に代わって納める方法

▶公的年金からの特別徴収

日本年金機構などの年金保険者が納税義務者の年金から公的年金所得に係る特別徴収税額を天引きし、4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の6回で納税義務者に代わって納める方法。令和3年度も引き続き対象者となる方は、前年度の納税通知書又は税額決定通知書に記載されている「翌年度の仮特別徴収税額」が4月、6月、8月支給の年金から天引きされます。

※4月1日現在65歳以上で、介護保険料が年金から天引きされている方は、公的年金からの特別徴収対象者となります。なお、初めて特別徴収が開始される年度は、10月支給の年金から天引きされます。